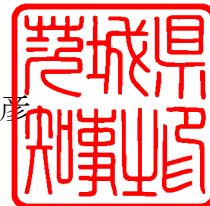


中企第 1400 号
令和 8 年 3 月 27 日

有限会社築井商事
代表取締役 築井 優貴 殿

茨城県知事 大井川 和彦



大規模小売店舗の届出に関する意見書

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定により令和 7 年 9 月 9 日に届出のあった大規模小売店舗については、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有しませんので、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき通知します。

なお、同条第 5 項の規定により、同法第 6 条第 4 項の規定は適用されませんので、申し添えます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称
TAIRAYA 古河店
所在地
古河市旭町一丁目 684 番地 外
- 届出年月日
令和 7 年 9 月 9 日